

○北竜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則

平成27年12月25日規則第14号

北竜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北竜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 北竜町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第10号）第5条の受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 北竜町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第9条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成13年条例第3号）第4条の受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 乳幼児等医療費の助成に関する条例第7条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

第4条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項の里親の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
  - ア 当該申請に係る児童若しくはその保護者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
  - イ 当該申請に係る児童若しくはその保護者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
  - ウ 当該申請に係る児童若しくはその保護者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）
  - エ 当該申請に係る児童若しくはその保護者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る町民税（北竜町税条例（昭和50年条例第27号）第3条第1項第1号に掲げる町民税（個人に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）に関する情報
- (2) 児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費、同法第20条第1項の療育の給付、同法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第20条の20第1項の障害児入所医療費の支給に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 児童福祉法第19条の5第2項の医療費支給認定の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 児童福祉法第33条の6第1項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施の申込みに係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 児童福祉法第34条の19の療育里親名簿の作成に関する事務 第1号に掲げる情報
- (6) 児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定又は同条第2項の費用の徴収に関する事務 第1

## 号に掲げる情報

第5条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条第1項、第31条の7第1項又は第33条第1項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の2の項の規則で定める情報は、当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。

第6条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ウ 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条又は第78条の地域生活支援事業の実施に関する事務 前号に掲げる情報

第7条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、北竜町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条の受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(2) 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(3) 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

(4) 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報

(5) 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

(6) 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(7) 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

第8条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、乳幼児等医療費の助成に関する条例第4条の受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請に係る乳幼児等の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

(2) 当該申請に係る乳幼児等の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(3) 当該申請に係る乳幼児等の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

## 附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。